

NO	項目	質問内容	回答
3-1	従事者	平成27年度以降の国家試験に合格した介護福祉士は、たんの吸引等を実施できることになったが、それ以前の介護福祉士の今後の扱いはどうなるのでしょうか。	平成27年度の国家試験合格者以前の介護福祉士（以下「新介護福祉士」という。）については、喀痰吸引等研修を受講し、「認定特定行為業務従事者証」の交付を受ければ、登録特定行為事業者においてたんの吸引等を実施できます。 また、平成27年度以降に手続きを行うことで、新介護福祉士となることができます。手続き方法等の詳細は、今後示される予定です。
3-2	従事者	認定特定行為業務従事者には、資格の有効期間があるのでしょうか。	有効期間はありません。
3-3	従事者	ヘルパー2級の資格がある者も研修を修了すれば、「認定特定行為業務従事者」の認定証のを受けることは可能でしょうか。	可能です。所有資格によるものではありません。
3-4	従事者	認定証を持っていますが、引越しをして住所が変わった場合は届出をする必要はあるか。 また、職場も変わったのですが、届出が必要か。	現住所が変わった場合は、変更届により住民票の写し(原本)を添えて届出を行ってください。氏名が変更にならなければ認定証の書き換えは不要です。 新たな職場においてたんの吸引等の業務に従事する場合は、異動先の事業所が変更届を提出する必要があります。